

市民の命・生活・財産を守るために

次の災害に備え

「災害に強いまち・東松山」を創る

令和元年東日本台風被災を契機にした東松山市
の復旧・復興とこれからの防災について



令和2年9月

東松山市議会災害対策特別委員会

目次

1. はじめに	1
2. 東松山市議会災害対策特別委員会の設置	2
3. 「災害に強いまち東松山」を創るための令和元年東日本台風に関する緊急要望（令和2年3月19日提出）	4
総務分科会	5
厚生文教分科会	7
経済建設分科会	9
4. 災害概要	10
5. 災害検証	16
総務分科会	16
厚生文教分科会	17
経済建設分科会	23
6. 各分科会の取組（復旧復興スキーム）	32
総務分科会	33
厚生文教分科会	35
経済建設分科会	41
7. 研修会	42
8. 次の災害に備える・事前対策など（復旧・復興のポイント）	46
総務分科会	46
厚生文教分科会	47
経済建設分科会	48
9. まとめ① 令和元年東日本台風被害に対する復旧・復興に関する東松山市議会の考え方	49
まとめ② 令和元年東日本台風を契機にしたこれからの防災について	50
参考資料・参考サイト	52

1. はじめに

令和元年東日本台風により、犠牲となられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、発災以降、自衛隊、警察、消防、消防団をはじめ、国や埼玉県、県内外の自治体、さらには企業や団体、災害ボランティア、地域の皆様など多くの方々から温かいご支援をお寄せいただいておりますことに心から厚く感謝を申し上げます。

令和元年10月12日に襲来した台風は、市民の尊い命を奪うとともに、東松山市に甚大な被害をもたらす深刻な出来事となりました。

私たち東松山市議会は議員が一丸となり議会の権能を活かしながら、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻し、夢と希望が持てる平安な日々が再び戻るよう取り組むこと、市民の命・生活・財産を守るために次の災害に備えるよう取り組むこと等が必要と考えました。

そのため、令和2年2月19日の本会議にて全議員21名で構成する災害対策特別委員会の設置を全会一致で議決し、災害対策特別委員会内に総務分科会・厚生文教分科会・経済建設分科会を設け、それぞれの担当にて東日本台風災害及び行政対応の検証などを行い、その実現に向けて取り組むことと致しました。

被災者の皆様が日常を取り戻す、生活再建・復旧・復興の道のりはしばらく続きますが、私たちもその認識を持ち、東日本台風災害を教訓として「災害に強いまち東松山」の実現におけ真摯に取り組んでまいります。

令和2年9月 災害対策特別委員会
委員長 藤倉 憲
委員一同

2. 東松山市議会災害対策特別委員会の設置

名称 災害対策特別委員会（委員会条例第6条に基づく特別委員会）

定数 21人

分科会を設置（総務分科会、厚生文教分科会、経済建設分科会）

所管（調査事項）

- 1 令和元年台風第19号災害及び行政対応の検証
- 2 検証後の今後の対応
 - (1) 風水害に関する防災計画・ハザードマップの見直し
 - (2) 河川及び道路等のインフラ整備
 - (3) 災害発生時及び災害発生のある場合の議会対応
- 3 令和元年台風第19号に関する復旧復興のスキームづくり（復旧復興計画）

設置日 令和2年2月19日（3月定例会開会日の本会議）

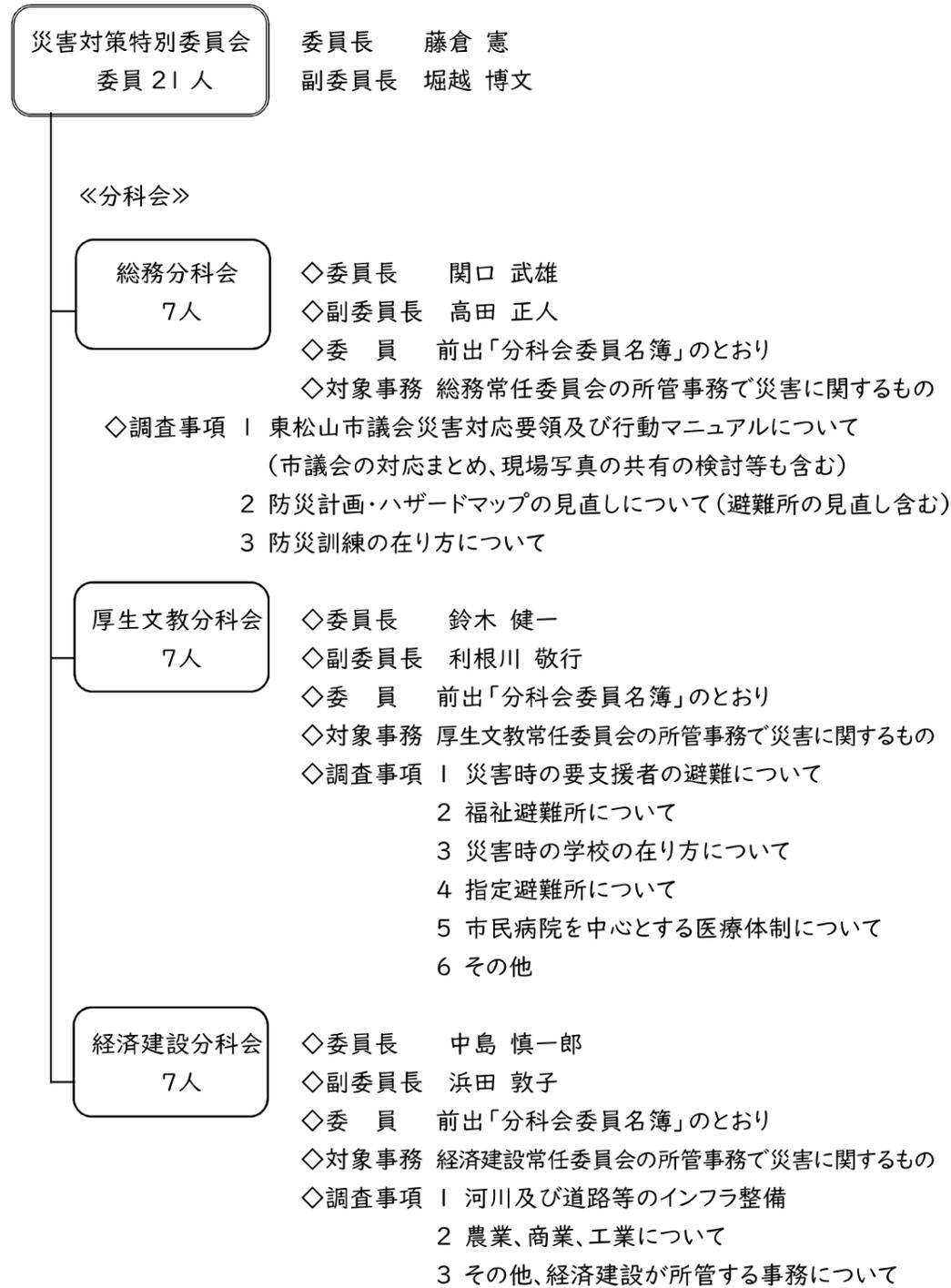
期間 委員会設置日から令和2年9月まで

《 災害対策特別委員会分科会委員名簿 》

【委員長】藤倉 憲 【副委員長】堀越 博文

分科会	氏 名
総 務	関口 武雄・高田 正人・田中 二美江・蓮見 節 福田 武彦・堀越 博文・米山 真澄
厚生文教	石井 祐一・井上 聖子・大内 一郎・大山 義一 鈴木 健一・利根川 敬行・村田 文一
経済建設	安藤 和俊・岡村 行雄・斎藤 雅男・坂本 俊夫 中島 慎一郎・浜田 敦子・藤倉 憲

【 東松山市議会 災害対策特別委員会組織図 】



3. 「災害に強いまち東松山」を創るための令和元年東日本台風に関する緊急要望(令和2年3月19日提出)

令和2年3月19日

東松山市長
森田 光一 様

災害対策特別委員会
委員長 藤倉 憲

「災害に強いまち東松山」を創るための
令和元年東日本台風(台風第19号の被害)に関する緊急要望

近年、気候変動の影響等により全国で自然災害が多発している。東松山市においても令和元年10月台風第19号により死者2名(災害関連死1名含む)、負傷者2名、家屋の全壊・半壊・一部損壊754戸(3月10日現在)という甚大な被害を受けた。また、都幾川、九十九川、越辺川、新江川、角川等における越水や堤防の決壊・欠損、強風による公園・家屋等の損壊、さらには農商工観光分野における浸水・土砂がれき等の流入や流失など過去最大規模の被害であった。また、市野川流域でも床上浸水が発生したほか、滑川、和田吉野川等の河川についても、危険な状況があった。河川管理者である国、県に対する市からの河川改修要望は、市長会や都幾川・市野川水系改修期成同盟で行われていたが対応の遅れなどがあり、早俣・正代・葛袋・毛塚・下唐子地区等の住民が恐れていたことが現実のものとなってしまった。また、地球温暖化による期間降雨量が大幅に増えている気象状況により、台風第19号と同等、また、それ以上の水害の可能性が今後も想定されるほか、いつ大地震が発生してもおかしくない状況がある。

東松山市議会では、全議員による災害対策協議会を開催し、被災状況の確認、被災前後の対応、被災者支援策、復旧復興施策等について協議を重ねてきた。

今回の台風被害に係る検証については、短期・中期・長期的かつ詳細な調査が必要であるとの考えから、令和2年2月19日に災害対策特別委員会を設置し、総務分科会・厚生文教分科会・経済建設分科会の3分科会を中心に調査を進めており、出水期前の6月に中間報告、9月に最終報告を行う予定である。

当委員会は「災害に強いまち東松山」を創るために、別添のとおり台風第19号災害の速やかな詳細検証並びに、それに関する改善を要望し、更には復旧・復興計画を作成し、次期東松山市地域防災計画やハザードマップ等市の各種計画に反映させることを強く望み、ここに緊急要望をする。

災害対策特別委員会要望書（総務分科会関係）

1 防災計画・ハザードマップについて

- ① 地域防災計画では、堤防の決壊は想定しておらず、内水氾濫についてのみ記載されている。一方、ハザードマップでは堤防の決壊を想定して作ってある。今後の見直しの中では、なぜこのような乖離が生じたかを含めて検証する必要がある。
また、現状のハザードマップについては、地震の場合の避難所と、水害の場合の避難所の表記がわかりづらいものとなっているので、見直しを望む。あわせて地震の場合は避難所として使えるが、水害の場合は避難所としては使えないケースなどについては、地元に対しても周知することを望む。
- ② 令和3年度までに計画等の見直しをするという説明があったが、次の出水期までに対応すべき点については、別建てで着実に進めることを望む。職員が経験したことを、しっかり生かせるような計画とすることを望む。
- ③ 台風第19号による災害は3連休の初日に発生した。休日であっても早急に対応する必要があるものが諸々あることを今回の災害を通じて再認識したと思うので、検証するとともに事前調整することを望む。

2 避難所について

- ① 大規模地震時には、避難者が多数となることが想定される。すべての公共施設を避難所の対象として考える必要がある。また、自主防災組織が中心となり自主的に市民が集まり避難所として使われるケースも想定されるので、そういった際の支援は漏れがないように事前に準備することを望む。
- ② 避難所として指定されている体育館については、雨漏りの報告が多くあった。補修はもとより、空調を設置するなどして避難所としての環境整備も進める必要がある。また、民間施設、具体的には保育園や幼稚園等についても、非常時には避難所として使わせてもらえるように事前調整することを望む。

3 防災訓練について

- ① 地域で行う防災訓練が大切であり、リアリティのある訓練が実施できるように支援することを望む。また、火災による被害を想定した防災訓練も必要ではないか。
- ② 今回の災害でも、家や河川の様子を見に行ってしまった方の話を聞く。市民へ災害時の実際の行動・意識について調査を実施して課題を把握する必要があると考える。そしてそれを防災訓練に反映することを望む。
- ③ 神戸地区では道路が寸断され、鳩山方面にしか通行できない時間帯が生じていた。そのため、神戸地区における避難訓練では、鳩山町に避難するなど地域ごとの特性に応じた実施を考えたほうが良い。また、東松山市民が、他自治体の支援を頼

るしかない状況が生じるので、台風第19号における状況を検証するとともに、より一層の近隣自治体間での体制構築を進めることを望む。

4 その他

- ① 東日本大震災における被災に関する公文書（災害記録）について、一部自治体では既に廃棄されていることが判明し問題となっている。今般の被災に係る公文書については後世の財産であるため、永久保存することを望む。また、職員の手書きメモやホワイトボードの記録など、通常は公文書としては扱わない各種資料についても貴重な財産であるため、後世に引き継げるような対応を望む。
- ② 災害対策を検討する際は広域的な視点が必要である。例えばスリーデーマーチをはじめとするイベント開催中に大災害が発生したら、市外からの大量の避難者を東松山市が受け入れる必要が生じるとともに、近隣自治体でも同様な状況が発生することが想定される。あらゆることを想定して、台風第19号における状況を検証するとともに、より一層の近隣自治体間での体制構築を進めることを望む。
- ③ 被災者生活再建支援室はできたが実際の支援メニューの申請は各担当課で行う必要がある。被災地では何度も市役所の担当が訪れている家がある一方で、自分の家には全然来ていないと話す方もいる。訪問時に不在であれば、必ず手紙やメモを残すという全庁的に統一した対応を望む。
- ④ 台風第19号時の道路や公共交通の規制・運行状況（東武東上線や関越自動車道含む）、河川の越水時間について把握し検証することを望む。

災害対策特別委員会要望書(厚生文教分科会関係)

予算特別委員会厚生文教分科会及び災害対策特別委員会厚生文教分科会の調査を通して、明らかになった課題について、緊急に課題を解決することを要望する。

1 災害時の要支援者の避難について

調査により災害時の要支援者登録は 1,187 人であり、そのうち個別計画策定者は263人で、わずか20%程度である。そのため、実際に災害が起きた場合、要支援者を避難させることは困難である。令和元年台風第19号の際、登録名簿が活用されておらず、また、その検証が未だなお、行われていないとのことである。よって、以下のことを強く求める。

- ① 早急に検証するとともに、支援者登録についても一度精査し、真摯に取り組むこと
- ② その手段を検討すること
- ③ 名簿の活用方法について検討すること
- ④ 協力事業者、団体とのネットワークを構築すること

2 福祉避難所について

高齢者、要支援者、障がい者などが安全に避難できる福祉避難所の開設を望む。福祉避難所の開設が困難な場合には、各指定避難所での受入体制について高齢者、要支援者、障がい者、乳幼児、妊婦等弱者の視点に立った受入体制の構築を望む。今後、福祉避難所の在り方について検証すること及び受入れ福祉関連事業所を増やすことを強く求める。

3 災害時の学校の在り方について

災害時における学校行事については、教育委員会から指示を出す場合と、学校長が判断する場合とがある。児童生徒の安全を最優先し、学校行事を中止することも時に必要である。その場合、教育委員会と学校長は密接に連携し、最善の判断をするように望む。また各学校で災害マニュアルを作っているが震災時、風水害時、感染症の蔓延等様々な場合を想定し、マニュアルを見直しすることを早急に行うことを望む。

4 指定避難所の運営について

災害時には、現場では様々な問題が生じる。若い職員だけでは判断ができない事柄も多い。各避難所に課長などの権限を有する職員が、巡回もしくは現場の指揮監督に当たることが必要である。また、指定避難所と災害対策本部の連絡を密にし、現

場支援をしっかりとる体制をとることを望む。またペットをどうするか、さらに主に避難所として指定されている学校施設のうち、教室棟についても速やかに避難所として使用できるようにすることを望む。なお、エアコンの設置等避難所のさらなる環境整備を望む。

5 市民病院を中心とする医療体制について

災害時、市内に在住していない医師については病院に登院すること自体困難である。そのことを考慮し、比企医師会との連携強化し、災害対応を行う協定に基づく具体的な行動計画の策定を望む。また、防災計画を震災と風水害と、それ以外に分け想定し、さらに災害発生時におけるトリアージの体制、災害発生から避難所生活が長期にわたる場合の医薬品の提供、感染症の蔓延防止等を想定した防災計画、その計画を実行するための訓練を実施することを望む。

6 被災家庭における乳幼児の保育園入園について

特別に配慮されることを強く望む。東松山市保育施設利用調整基準点数表に激甚災害が発生した場合など、調整点数として20点加点されるように改正されることを強く望む。改正前の緊急対応として、表中の『世帯の特殊状況』の解釈として激甚災害が発生した場合、もしくはそれに準じる場合は、20点加点する対応をとることを強く望む。

7 ボランティアセンターの運営について

令和元年台風第19号の被害を受け、令和元年10月14日に社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが開設されたが、当初、「ボランティアの募集の範囲を市内在住・在勤・在学の方に限る」、「需要があるにもかかわらず平日のボランティア募集を中止する」等必ずしも適切な運営が行われていない実態があった。今後、かような運営が繰り返されることのないよう、令和元年台風第19号に係る災害ボランティアセンターの運営に関する検証と、市による災害ボランティアセンターに対する十分な支援の実施、また、民間団体と連携する計画をしっかりと立てることを強く望む。

災害対策特別委員会要望書（経済建設分科会関係）

- 1 令和元年台風第19号により、東松山市は7カ所の堤防が決壊・欠損し甚大な被害を受けた。今後も台風第19号と同等、また、それ以上の水害の可能性が想定されることから、水害ハザードマップ（都幾川・市野川・越辺川・九十九川等）の、想定雨量・浸水区域及び浸水深を詳細に検証し記録に残すこと。
- 2 激甚災害の補助金を受けるために、農業、商業、工業の被害額について早急に詳細な調査を行って算出すること。
- 3 災害時のライフライン（上水道、下水道、電気等）について、今回の台風第19号の影響を検証し、また、今後想定される震災についても考慮し、備えること。
- 4 被災者の将来的な居住に関する意識調査を早急を実施すること。
- 5 入間川流域緊急治水対策プロジェクトに対する、市としての計画を作成すること。
 ※三位一体の対策
 ・遊水・貯留機能確保・向上（外水・内水の両方に対応する遊水地）
 ・土地利用・住まい方の工夫（土地利用制限、家屋移転、住宅の嵩上げ）
- 6 平成29年10月の台風被害など過去に同様の被害が発生した箇所をよく検証し、再発防止に努めること。

4. 災害概要

■避難情報発令の経過

月日	時間	避難情報発令
10月12日 (土)	午後1時00分	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始(市内全域) 発令
	午後1時30分	警戒レベル4 避難勧告(市野川流域) 発令
	午後2時45分	警戒レベル4 避難勧告(都幾川流域) 発令
	午後4時05分	土砂災害警戒情報 発表
		警戒レベル4 避難勧告 発令
	午後5時40分	警戒レベル4 避難指示(市野川、都幾川流域) 発令
	午後7時00分	警戒レベル5 災害発生情報(都幾川流域) 発令
	午後7時25分	警戒レベル5 災害発生情報(石橋、葛袋地区) 発令
午後8時20分	警戒レベル4 避難指示(あずま町、早俣地区) 発令	
10月13日 (日)	午前2時10分	警戒レベル5 災害発生情報(毛塚地区) 発令
	午前9時45分	警戒レベル4 避難勧告(市野川流域) 解除
	午後6時45分	警戒レベル4 避難勧告(土砂災害警戒区域) 解除 警戒レベル4 避難指示(市野川、都幾川流域) 解除 警戒レベル4 避難指示(あずま町、早俣地区) 解除 警戒レベル4 避難勧告(都幾川流域) 解除
10月17日 (木)	午後7時10分	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始(市内全域) 解除

【参考】警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所等へ避難。	避難勧告 避難指示(緊急)
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は避難する。その他の人は避難の準備を整える。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報等
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報

※警戒レベル1及び2は気象庁が発表。警戒レベル3～5は市が発令。

■家屋の被害(令和2年5月1日現在 住家・非住家含む)

全壊 129戸(うち非住家 32戸)
 大規模半壊 231戸(うち非住家 15戸)
 半壊 171戸(うち非住家 40戸)
 準半壊 42戸(うち非住家 28戸)
 一部損壊 197戸(うち非住家 31戸)

左記のうち
 床上浸水 592戸
 床下浸水 124戸

《住家の地区別被害件数》

(単位:戸)

	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	小計
松山	0	1	2	12	27	42
平野	0	0	0	0	3	3
大岡	0	0	0	0	2	2
唐子	1	49	27	0	31	108
高坂	94	164	92	1	79	430
野本	0	2	10	1	24	37
計	95	216	131	14	166	622

■り災証明等の発行実績(令和2年9月11日現在)

り災証明書 発行770件
 被災証明書 発行729件

■河川堤防の決壊・欠損箇所

《都幾川》

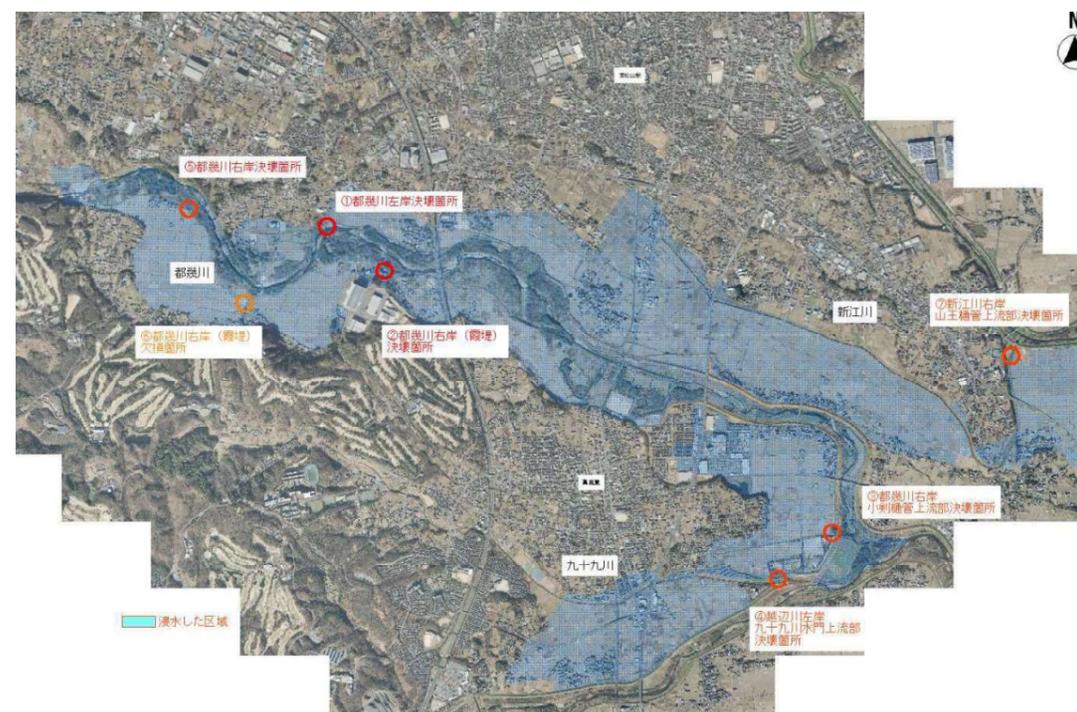
- ①都幾川左岸(葛袋地先)
- ②都幾川右岸 霞堤(葛袋地内)
- ③都幾川右岸小剣樋管上流部(早俣地先)
- ⑤都幾川右岸(神戸地内)
- ⑥都幾川右岸 霞堤(下唐子地内) *欠損箇所

《越辺川》

- ④越辺川左岸九十九川水門上流部(正代地先)

《新江川》

- ⑦新江川右岸山王樋管上流部(古凍地内)



■人的被害(令和2年5月1日時点)

死者 2名(うち災害関連死1名) 行方不明者 0名 負傷者 2名
救助 77名

■避難者

最大避難者数 3,239人(令和元年10月12日 午後10時30分)
総合計避難者数 3,329人(令和元年12月8日 午後4時
避難所閉鎖時点)

■避難所

最大26か所(避難所 19か所、一時避難場所 7か所)

【避難所 19か所】(令和2年10月12日 午後10時30分時点)

避難所	最大避難者数 (人)	避難所	最大避難者数 (人)
市の川小学校	42	大岡小学校	18
東松山特別支援学校	127	青鳥小学校	20
松山高等学校	93	唐子小学校	26
松山中学校	78	唐子地区体育館	95
松山第一小学校	155	高坂小学校	870
東松山市民体育館	87	白山中学校	122
新明小学校	455	大東文化大学 緑山キャンパス	85
松山女子高等学校	122	桜山小学校	113
北中学校	(※) -	野本小学校	14
松山第二小学校	77		
		避難所 計	2,599

※北中学校は避難所として開設したが、周辺道路の冠水により避難者を松山第二小学校へ案内した(10月12日午後10時30分時点で避難者なし)。

【一時避難場所 7か所】(令和2年10月12日 午後10時30分時点)

一時避難場所	最大避難者数 (人)	一時避難場所	最大避難者数 (人)
松山市民活動センター	233	高坂丘陵市民活動センター	73
平野市民活動センター	4	野本市民活動センター	207
大岡市民活動センター	38	市立図書館	20
唐子市民活動センター	61	(高坂市民活動センター)	(※) 4
		一時避難場所 計	640

※高坂市民活動センターは、水害時の一時避難場所としていないため開設していなかったが、付近の道路冠水により通行不能となった4名を緊急的に受け入れた。

松山市民活動センター(10月13日 一時避難場所から避難所 ⇒ 11月19日閉鎖)

唐子市民活動センター(10月13日 一時避難場所から避難所 ⇒ 10月30日閉鎖)

高坂丘陵市民活動センター(10月13日 一時避難場所から避難所 ⇒ 11月8日閉鎖)

野本コミュニティセンター(10月13日から避難所 ⇒ 12月8日閉鎖)

■中小企業等の被害状況(令和元年11月15日時点)

48事業所 27億7百万円

■農林業の被害状況(令和2年9月8日時点)

農作物被害額(花壇用苗物、水稻) 2,271万円 ※埼玉県発表

農業用機械等の水没 331台

農業用パイプハウス・農業用倉庫の倒壊 8棟

農地への土砂の流入や農業水利施設への被害 9,643万円

■公費解体(令和2年8月26日時点)

申請書受理件数 65件

公費解体 55件(うち契約済み41件)、自費解体 10件

解体作業完了件数 8件

■被災世帯の生活再建の状況(令和2年8月26日時点)

※居住実態のない空家・非住家を除く622世帯対象

【現在の居所】

市外31世帯(建設購入3、賃貸再建5、公営住宅0、施設2、
親戚等12、賃貸9)

市内591世帯(建設購入5、同所502うち補修済442、賃貸再建30、
公営住宅0、施設5、親戚等13、賃貸36)

※賃貸:一時的な住まいとして賃貸を選択

※賃貸再建:今後の生活の本拠として賃貸を選択

【再建の意向】

建設購入(現地)21、建設購入(他所)15うち市外3、補修521、
賃貸46うち市外5、親戚等の家に転居9うち市外1、検討中10

■災害義援金の状況(令和2年8月26日時点)

第1次義援金(12月24日支給)	75,360,000円
第2次義援金(3月19日支給)	71,115,000円
第3次義援金(6月4日支給)	110,370,000円
東松山市義援金	47,928,581円

■寄付金の状況(令和元年12月31日時点)

寄付金	15,603,764円
-----	-------------